



資料

1	さらに詳しく	68
	・四季の自然と京都の文化	68
	・京都の庭	70
	・芦生研究林	72
	・京都府のナラ枯れ対策	74
	・由良川の「カムバック・サーモン」運動	75
	・「京都府の鳥」オオミズナギドリ	76
	・深泥池の生きもの	77
	・山陰海岸ジオパーク	78
	・京都の巨樹・巨木林	80
	・巨椋池の変遷	81
	・地域が一体となった希少種の保全活動	83
	・チマキザサ、フタバアオイの再生に向けて	85
2	策定までの経過	86
3	検討の経過	86
4	京都府レッドデータブック2015の掲載種について	93
5	自然公園、保全地域等	94
6	用語解説	98
7	参考文献	115

■ 四季の自然と京都の文化

四季の自然と深く結びついた京都文化の一端を紹介します。

古来より日本では、中国を規範とする花鳥風月、雪月花を愛で、これを和歌に詠んで共有する文化が根づいています。和歌には春は梅に鶯、夏は卯の花に郭公（ほととぎす）、秋は紅葉に鹿、冬は雪に千鳥といった自然が詠み込まれ、それが基となって和の美意識が生まれ、短歌や俳句、日本画、染織工芸などにおいて醸成されてきました。現代の俳句歳時記では5,000を超える季語があり、竹送り、梅花祭、都をどり、六道参り、五山送り火、大根炊など京都の風物詩から生まれた季語も多くあります。

絵画の世界では、四季の情景が、古くは鳥獣戯画や源氏物語絵巻を代表とする大和絵や、水墨画、山水画など、様々な技法で描かれてきました。中世以降、土佐派、狩野派、琳派、円山・四条派などの活躍があり、京都ゆかりの名手は数えきれません。明治以降、西洋の油彩に対して日本画という概念が確立し、自然の写生に重点を置いた竹内栖鳳、上村松園、堂本印象らの文化勲章受章者をはじめ、多数の日本画家による京都画壇が形成され、今日に至っています。

西陣織や京友禅、京焼、京塗などの美術工芸の図柄には動植物のモチーフが多くあります。松竹梅、鶴亀、鯉などはめでたい柄として喜ばれ、「光琳菊」「光悦桐」などのいわゆる琳派も数百年来親しまれています。京都では図案などの出版も盛んに行われてきました。色の名前にも、動植物に由来するものは多く、萌黄（もえぎ）、梔子（くちなし）、鶺鴒（朱鷺 とき）など、色も呼び名も美しく風流です。京鼠（きょうねず）、京紫など京が頭につく色もあります。

京料理は出汁が基本ですが、季節感をふんだんに取り入れた食材やあしらい、器の盛り付けの美しさは「目で食べる」とも言われます。宮中由来の有職料理、寺院で発達した精進料理、茶道から出た懐石料理などをルーツに、日本文化の真髄と深く結びつき、「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ世界無形遺産への登録（平成25年）には、京料理関係者が大きな推進力となりました。

京菓子、中でも茶事に用いられる主（生）菓子は、半月（二十四節気）ほどでデザインが替わります。ねりきり、こなし、きんとんなどの種類がありますが、餡の配合や配色、成形などの妙で紅梅、朝露、紅葉といった銘を持ち登場します。

お茶を飲む文化は平安時代には中国から伝わっていたようですが、抹茶を点てて飲む茶の湯・茶道は室町時代に村田珠光が、質素で禅宗の礼法に則った「わび茶」を説き、その弟子から千利休（のちに表千家、裏千家、武者小路千家）や藪内流など京都を本拠とする大流派が発展しました。また、急須でお茶を淹れる煎茶道は黄檗宗萬福寺の隠元が開祖とされ、江戸時代、京の町中で茶を煮て売った売茶翁（高遊外）らによって、より自由な喫茶の楽しみ方として

広まってきました。心を整え、洗練された作法によりお茶をふるまって客をもてなし、ともに和み楽しむお茶の文化は日本の生活文化の基底ともいうべきものです。宇治茶で有名な山城地域の景観や文化財は、「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に登録されています。

能は室町時代に観阿弥・世阿弥によって現在の形に大成され、今もシテ方五流派の一つ、金剛流宗家が京都にあります。能装束は世界トップクラスの絢爛豪華な舞台衣装である一方、能舞台は観客席との間に幕もなく、背景は老松の絵だけなど極度に簡略化された空間となっており、現存する最古の能舞台は西本願寺にあります。能の声楽にあたる謡は季節が細かく決まっていますが、これは、曲の中に自然描写が多いため、自ずと季節が特定されるためでしょう。

いけばなの発祥は仏に供える供花といわれ、各宗派の寺院などとともに発展してきました。六角堂の池畔に住まいした花の名手の住職を祖とする日本最古の流派・池坊や嵯峨御流など、京都から全国に広まった流派が多数あります。立花、生花など一定の様式に則り、切り出された木や花、枝葉の命の輝きを通じて自然の景観や美が表現されます。

■ 京都の庭

豊かな自然と千年の伝統をもつ京都は、池泉庭園、枯山水、露地（茶庭）など日本庭園の宝庫です。平安時代に書かれた日本最古の造園書「作庭記」は世界最古ともいわれ、作庭を通じた日本人の自然観が垣間見えます。近世までの代表的な作庭家、夢窓疎石や小堀遠州、石川丈山をはじめ、近代に活躍した七代目小川治兵衛（植治）や重森三玲らによる庭も多数あります。

池泉庭園は、平安貴族の広大な邸宅に池や水路を巡らした風雅な庭で、やがて池を浄土に見立てた浄土式庭園へと変化し、金堂など中心となる寺院建築物のそばに池が配置される形式は平等院や浄瑠璃寺などに見られます。光源氏の大邸宅「六条院」は、物語上の話ですが、広大な敷地を4区画し、春夏秋冬を主題とする御殿や庭園を造営して、各季節の最高の風情を楽しんだとされています。

鎌倉・室町時代には禅宗の広まりとともに「枯山水」が登場しました。水を使わず、限られた空間に自然を象徴的に取り入れ、凝縮して表現した庭で、龍安寺や大徳寺などが有名です。

また、茶室とともに発展した露地（茶庭）では、飛石、手水鉢、石灯笼などで構成された小さな空間で洗練された侘・寂（わび・さび）という美意識が表現されています。京都には千利休作と伝わる待庵をはじめ、不審庵、今日庵、官休庵、燕庵など日本を代表する茶道流派家元の茶室があります。

庭園は、社寺や御所・離宮、貴族や商家、文人などの庭として個性豊かに営まれ、明治以降も琵琶湖疏水を引き込んだ平安神宮の神苑や東山の庭園群、綾部の大本神苑、けいはんな記念公園などが造営されました。大規模な庭園では借景の手法により一層奥行きのある景観が見られる一方、京町家では僅かなスペースに効果的な植栽や石などの配置で趣深い坪庭（中庭・裏庭）が造られており、いずれも貴重なコケ・シダ類などの宝庫、様々な鳥類の生息・飛来地ともなっています。

古くは徒然草に、木が古び庭草にもわざとらしい手入れを見せず造作の配置も趣きのある庭が奥ゆかしいなどと語られ、日本人の自然観や美意識を表してきた庭については論評等も多数あります。

桂離宮は、これを世界に紹介したドイツの建築家ブルーノ・タウトが「泣きたくなるほど美しい」「永遠なるもの」と形容したことが有名です。三島由紀夫は、仙洞御所の庭を観察し、

日本の庭は滝や溪流、池、橋などによって時間の流れを導入した、「終わらない庭、果てしない庭」と評しました。また、大佛次郎は修学院離宮上の茶屋を、月や雲や霧や雨、自由な風が訪れ、季節それぞれの姿を展開する、「人を離れても生きている庭」と語っています。龍安寺の石庭には志賀直哉、井上靖、立原正秋らが石庭論を寄せています。京都の庭はこれからも多くの人々に愛され、語られ、受け継がれていくことでしょう。



けいはんな記念公園



龍安寺の石庭

■ 芦生研究林

京都大学フィールド科学研究センター森林ステーション・芦生研究林（通称「芦生研究林」、南丹市美山町）は、京都府北東部、由良川の源流域に位置する、面積約4,186haに及ぶ森林です。1921（大正10）年、学術研究及び実地演習を目的として、旧知井村の九ヶ字共有林の一部に99年間の地上権を設定し、芦生演習林と称したことが始まりです。

芦生研究林は、著名な分類学者で東京大学教授であった中井猛之進博士が「植物を学ぶものは一度は京大の芦生演習林を見るべし」と書いたほど、多様な植物に恵まれています。植物の種類が多い理由としては、芦生研究林が気候区分としては日本海型と太平洋型の移行帯に位置し、植生区分の上からも暖温帯林と冷温帯林の移行帯に当たることが一因とされています。

芦生研究林内の標高は355～959 mで、標高600 m付近まではコナラ、ウラジロガシ、ソゴゴなど暖温帯林の構成種が見られ、それ以上の標高ではブナ、ミズナラを主体とした冷温帯林の構成種が見られますが、森林帯の境界は不明瞭です。

冬期には1～2mの積雪があるため、エゾユズリハ、ヒメアオキ、ヒメモチ、ハイイヌガヤなど多雪地域に特有の植物が自生しています。また、斜面には当地の名を冠するアシウスギも多くみられます。アシウスギは、太い枝が雪の重みで曲がって地につき、そこから先端が立ち上がり、地についたところから根を出す「伏条性」という多雪地に特有の方式で増殖します。

また、氷河期からの生き残りであるニッコウキスゲやリュウキンカといった植物も生育しています。

芦生研究林は、植物だけでなく動物の宝庫でもあります。大型哺乳類ではツキノワグマやカモシカ、小型哺乳類ではクロホオヒゲコウモリやミズラモグラ、鳥類ではコノハズクやアカショウビン、オオタカ、イヌワシなど多くの貴重な種が確認されています。両生類でも、特別天然記念物であるオオサンショウウオを始め、ハコネサンショウウオ、モリアオガエルなどが生息しています。その他、爬虫類や昆虫類でも希少種を含む多数の種が記録されており、中には芦生で新たに記録された種も見られます。

芦生研究林では、この貴重な自然を対象として、多くの森林に関する研究が行われているほか、学内外の研究者が芦生研究林と行う共同研究や、研究者が独自に行う研究が進められています。また、センターが行う全学向けの教育プログラムのほかにも、多くの教育プログラムが実施されています。

芦生研究林内の森林では、江戸時代から明治時代にかけては製炭などのために伐採が行われていた記録があり、戦後も一時期は天然林の伐採、スギ林の造成などが行われていましたが、昭和50年代に入ってから天然林施業が進められ、平成に入ってから伐採はほとんど行われていません。現在、芦生研究林の面積の約半分は、研究林の設置（1921年）以降、人手が加えられていない天然林であり、その中には、森林の成立以降ほとんど人為が加わっていないと考えられる原生的な部分も含まれています。また、残りの大半も天然林の伐採跡地に再生した天然林（二次林）であり、スギを主とした人工林の割合は全体の6%程度です。

貴重な自然を持つ芦生研究林は、森林や動植物についての貴重な研究対象であるだけでなく、多くの市民もハイキングなどに利用してきましたが、多くの入山者があったことからオーバーユースによる問題も発生するようになってきたため、現在では入林に許可が必要となっています。

また、他の多くの山間部と同様に、芦生研究林も激しいシカの害に悩まされています。そのため、総延長約1.5 kmに及ぶ大規模なシカ柵を設置し、貴重な生態系の保全・回復に努めるとともに、シカ柵が生態系の保全・回復にもたらす効果の検証も行っています。



上空から見た芦生研究林

■京都府のナラ枯れ対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシ（カシナガ）によって穴を開けられたナラ類（コナラとミズナラ）やシイ・カシ類が、集団的に枯れる現象です。この被害は1980年代末から日本各地で拡大し、京都府でも、北部で発生した被害が徐々に南下して、2010年には京都市市街地周辺で大被害になりました。

カシナガの攻撃を受けた木が枯れるのは、カシナガが樹体内に持ち込む病原菌（ナラ菌）によって、水を通す管が詰まるためです。近年になって被害が拡大したのは、薪炭林の利用が低下し、カシナガが好む太い木が増えたためと考えられています。

ナラ枯れは伝染病であり、枯れ木を放置すると、翌年に成虫が脱出して被害が広がってしまいます。そのため、枯れ木を切り倒して毒ガスで殺虫する方法や、木にビニールシートを巻いたり塗布剤を塗ったりしてカシナガの攻撃を防ぐ方法が取られます。

しかし、これらの方法だけでは被害を減らすことが難しいため、京都府では「カシナガトラップ」を活用しています。

このトラップはペットボトルの先端をつなげた形をしており、下部にエタノールの入った容器を取り付けています。すると、エタノールに誘われてやってきたカシナガが木に穴を開け、同時にフェロモンを発散してたくさんの仲間を呼び寄せます。こうして集まってきたカシナガを、漏斗状のトラップに誘い込むことで、捕獲するという仕組みです。この方法で、1週間で1万頭以上が捕れることがあります。

カシナガによって一気にたくさんの穴を開けられた木は抵抗できずに枯れてしまいますが、少しの穴なら枯れません。カシナガトラップは、木に飛来したカシナガの大半を捕獲することで、一気にたくさんの穴が開くのを防ぎ、木を守ります。こうして守られた木は、樹体内にタンニンなどが蓄積され、カシナガに対する抵抗力が増し、枯れにくくなります。守りたい森に3年程度継続してトラップを設置すれば、抵抗力が高い木が増え、その木自身がカシナガを駆除するようになります。

京都府では、府の歴史的な自然環境保全地域に指定している男山（八幡市・石清水八幡宮境内）と当尾（木津川市・浄瑠璃寺境内）でカシナガトラップを設置し、ナラ枯れを抑えることに成功しています。京都府で開発されたカシナガトラップは、木が持つ生きる力を利用する自然に優しい防除法として全国各地に普及しているだけでなく、韓国など海外でも利用が検討されています。



ナラ枯れの被害を受けた樹木
（写真中央～左側の変色した部分）



設置された「カシナガトラップ」

■ 由良川の「カムバック・サーモン」運動

日本海へ注ぐ北近畿最大級の河川・由良川は、サケが自然に遡上する川としては概ね日本の南限の川です。

北海道や東北ではなく、近畿地方の川にサケというと意外なイメージがあるかもしれませんが、もともとサケは近畿から山陰地方の日本海側の川に広く遡上しており、平安時代の書物「延喜式」にも、丹後や但馬から生のサケが朝廷に毎年献上されていたという記述があります。由良川の流域には、サケを神の使いとして祀る神社があり、サケが由良川にとって重要な魚であったことがうかがえます。

かつては川面が盛り上がるほどにサケが遡上していたという由良川ですが、河川環境の人工化や水質悪化などにより、一時は遡上や自然産卵が抑制されてしまいました。

そこで、京都府では昭和54年から30年近くにわたって、サケ資源増殖事業としてサケの放流を実施してきました。事業開始当初は遡上数が非常に少なく、初年度はわずか14尾という結果でしたが、その後、福知山にサケ人工孵化場を設けるなどして、毎年数十万～200万尾の放流を続けたところ、平成2年には1,416尾の遡上が確認されました。

現在は、市民有志により稚魚の放流事業が続けられています。福知山、綾部、舞鶴、宮津を中心に、家庭や学校、企業などで、受精卵の孵化、稚魚の飼育を行い、毎年3月頃に成長した稚魚を放流しています。サケの稚魚を自らの手で育て、放流するということは、単なる漁業の振興に留まらず、人々がふるさとへの郷土愛を育み、サケの帰る美しい由良川を守るために環境保全への意識を向上させることにもつながります。

将来的には放流に頼らずともサケが自然遡上・産卵するようになるために、様々な主体が一層連携し、環境の改善に取り組んでいくことが大切です。

■「京都府の鳥」オオミズナギドリ

オオミズナギドリは、ミズナギドリ科に属する海鳥で、太平洋やインド洋を生活の場としており、繁殖のために日本近海へやって来ます。国内では北海道から八重山諸島にかけての離島を繁殖地としており、京都府では冠島でのみ繁殖します。冠島に飛来するオオミズナギドリは約20万羽と言われ、日没後には島の上に「鳥柱が立つ」といわれるほど大群となって集まり、木の間を落下して帰巢する様子が観察されます。1965年（昭和40年）には、「京都府の鳥」に指定されました。

オオミズナギドリは2月下旬頃に冠島に飛来します。奥行2mほどの横穴を掘って巣とし、6月中旬頃に卵を1つ産みます。その後、11月上旬には島を離れ、東南アジアからオーストラリア大陸にかけての海域に移動して越冬します。繁殖期のほかは海上で生活し、主に魚や軟体動物を食べます。

冠島は若狭湾西部の海上に浮かぶ面積約22haの無人島で、島全体が「オオミズナギドリ繁殖地」として国の天然記念物に指定されています。オオミズナギドリの繁殖地として天然記念物に指定されているのは、冠島の他にも、^{おしまおしま}渡島大島（北海道松前町）、^{まつまえ}三貫島（岩手県釜石市）など5箇所がありますが、冠島は其中でも最も早く、1924（大正13）年に天然記念物に指定されました。

冠島は島全体が天然記念物であるため、通常は上陸が禁止されていますが、年に数回のみ、調査研究のための立ち入りが許可されており、継続的な調査が行われています。

また、冠島にある^{おいとじま}老人嶋神社は、古くから若狭湾沿岸一帯の村の信仰を集めてきました。毎年6月1日には豊漁などを祈願する伝統行事「^{おしま}雄島参り」（雄島は冠島の別称）が行われ、地元の漁業者などが参拝に訪れています。

冠島は人の上陸が制限されてきたため、手つかずの自然が多く残されています。しかし、もともと島にはいなかったドブネズミがオオミズナギドリの卵や雛に害を与えているほか、平成28年に行われた調査では、これまで生息情報のなかったイノシシが確認されています。



オオミズナギドリの「最後の楽園」とも言われる冠島



オオミズナギドリの巣
(地面に点々と並んでいる穴)

■ 深泥池の生きもの

深泥池は、京都盆地のほぼ北端に位置する周囲1,540m、面積9.2haの小さな池です。この池には、西日本の平坦地では珍しい浮島があります。また、最終氷期から生き残っている貴重な動植物をはじめ、多くの植物、昆虫、魚類、野鳥などが生息しています。

この池の貴重な水生植物群落を保護するため、1927（昭和2）年に「深泥池水生植物群」として国の天然記念物に指定されました。1988（昭和63）年には動物も含めた生物群集全体が「深泥池生物群集」として指定されています。

深泥池は周囲を標高200m以下の小高い山々で囲まれ、南西端のみが開けて低地に面しています。その形態から、池の南西部にできた谷の出口が賀茂川の扇状地堆積物によって塞ぎ止められて形成されたと考えられています。本格的な湛水は1万年前頃から始まったとされています。深泥池には流れ込む川も流れ出る川もなく、水の出入りは周囲の山から雨水が流れ込むのみであり、そのため長期にわたり貧栄養状態が保たれてきたことが、独特の生物相が発展した一因であるという説があります。

池の中央にはハリミズゴケやオオミズゴケからなる浮島が広がっており、池の面積の約1/3を占めています。浮島では水温や水質の関係から有機物の分解が遅く、枯死した植物が堆積していきます。また、夏になると浮かび上がり、冬には沈んで冠水する動きを見せます。このような特徴から、暖温帯に属する京都にありながら、ホロムイソウやミツガシワなどの寒冷植物や、イヌノハナゴケやモウセンゴケなど高層湿原の構成種といった多様な植物の絶好の生育場となっています。特に、北方系のホロムイソウ、ミズグモ、ハナダカマガリモンヒメハナアブなどは、最終氷期からの生き残り（レリック）種として学術的にも重要です。

このように貴重な生態系を有する深泥池ですが、外来種の侵入などによる脅威にさらされており、市民団体と学識者、行政が協働して調査や保全活動に取り組んでいます。

市民団体による外来魚の駆除の取組をはじめとした、様々な主体による尽力の結果、一時は消滅が心配されていたジュンサイが復活するなど、環境の改善が見られています。一方で、近年は深泥池においてもニホンジカによる被害が確認されており、植物を食害するだけでなく、コケ類を踏み荒らす、糞により池が富栄養化するなどの影響が懸念されています。



春の深泥池



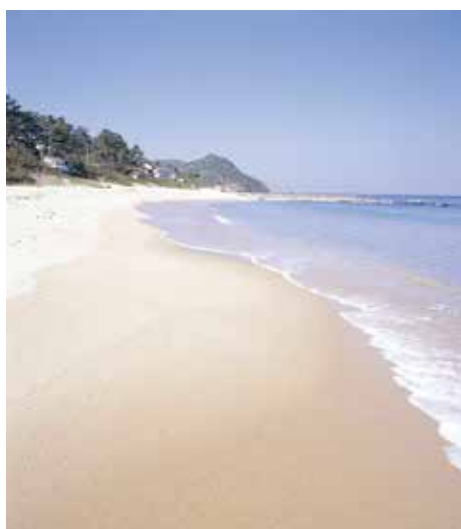
深泥池のミツガシワ

の果樹栽培、川沿いや河口部の低湿地では稲作など、それぞれの特性を活かした産業が行われてきました。「日本の棚田百選」に選定された袖志の棚田にも、海岸段丘の地形が利用されており、現在は保存のための取組がなされています。

今後も、関係府県・市町、民間団体が構成する山陰海岸ジオパーク推進協議会を中心に、地質遺産を住民、企業、行政が協働して保全し、研究・教育活動や新たな観光資源、地域産業に活用することで、地域の活性化につなげるための取組を実施していくこととしています。



海面上に直立する高さ約13メートルの奇岩「屏風岩」



上を歩くと音が鳴る「鳴き砂」で有名な琴引浜

■京都の巨樹・巨木林

京都府の森や渓谷、寺社などには様々な巨樹・巨木林があります。巨樹・巨木林は自然環境や生物多様性の保全の観点から重要であるとともに、長年にわたる地域の人々との関わりの歴史を有するという観点からも重要です。

例えば、綾部市睦寄町古屋では、トチノキ巨木林が多数確認されています。トチノキはブナクラス域とヤブツバキクラス域の移行帯に見られる樹種で、主に溪畔地に生育します。トチノキの巨木は、様々な動植物の生息・生育環境となるとともに、花は二ホンミツバチの蜜源になり、種子はアカネズミなどの餌資源となります。また、これらの木は先人たちにより意図的に保全された場所に多く、トチの実を栃餅などとして利用する文化が受け継がれてきました。古屋では、都市住民などとの交流を図りながらトチノキを保全する活動や、トチの実を使った商品を地域ブランドとして売り出す取組が行われてきました。

京都市左京区花背の大悲山国有林にある「花背の三本杉」は、3本そろって天に向かって真っすぐに伸び、神木として地元の信仰を集めてきました。平成29年の調査では、三本杉の中で一番高い木の樹高が日本一（62.3メートル）であることがわかりました。谷底にあり3本が寄り添っていることで風などから身を守ることができたため、奇跡的に成長したといわれています。



す。樹木の持つ生命力の素晴らしさ、そして人々が樹木に対して抱く畏敬の念の大切さを教えてくれます。

光明寺の大トチ

■ 巨椋池の変遷

巨椋池は昭和初期に干拓事業により姿を消しましたが、それ以前は、水域面積約800 haという、畿内では琵琶湖に次ぐ面積を持つ広大な池であり、規模からすればむしろ「湖」という方がふさわしいものでした。巨椋池の歴史は古く、万葉集には「巨椋の ^{おほくら} 入江響むなり ^{とよ} 射目 ^{いめ} 人の ^{ひと} 伏見 ^{たみ} が田居 ^{かり} に 雁渡 ^{かり} るらし」と詠まれた歌が収録されています。

干拓以前の巨椋池には、きわめて多種多様な生物が生息していたと言われています。

植物ではハスやムジナモなどが自生していました。巨椋池のハスは非常に有名で、ハスを見るための「蓮見舟」が出ており、多くの観光客で賑わっていたそうです。また、巨椋池は食虫植物ムジナモの産地であり、1921（大正10）年に「巨椋池むじなも産地」として天然記念物に指定されましたが、干拓に伴い、1940（昭和15）年に指定取り消しとなりました。沿岸にはヨシも生えており、京都御所の屋根や簾として用いられました。

鳥類では鴨やシギなどが生息し、狩猟が盛んに行われていました。また、コイやフナなどの淡水魚漁でも知られる豊かな漁場でもありました。



秀吉の時代の巨椋池

©「国指定史跡 宇治川太閤堤跡」パンフレット

一方、この地域は河川の氾濫による水害が絶えない地域であり、洪水時には湖岸約数千haが長期にわたり浸水したと言われていました。そのため、豊臣秀吉による堤防の造成をはじめ、大規模な河川改修が繰り返し行われてきました。1910（明治43）年には巨椋池を淀川から切り離す工事が行われ、巨椋池はほとんど独立した池となりました。その結果、生活排水などの流入により水質が悪化し、漁獲高の激減や、マラリア蚊の発生などの問題が発生するようになったため、地元の働きかけもあり、国営としては初の干拓事業が行われることとなったのです。

干拓事業は1933（昭和8）年から1941（昭和16）年にかけて行われ、634 haの干拓田ができました。現在ではこの一帯は、一大農業地帯として、米や野菜などの生産が盛んに行われています。とはいえ、干拓地や宇治川河川敷は今でも様々な鳥類、魚類、植物の生息地となっており、ミナミメダカ、ヨドゼゼラなどの希少種が確認されているほか、フラスコモやシャジクモなど貴重な生物も生息するなど、巨椋池の豊かな生物相は今でもその名残を見ることができます。また、オグラコウホネやオグラヌマガイなど、巨椋池にちなむ名前を持つ種も多く存在します。



ハスの名所として知られた巨椋池（昭和5年頃）

©（一社）農業農村整備情報総合センター

■地域が一体となった希少種の保全活動

地域ぐるみの努力によって希少種の保全・回復・共生がなされているものがあります。

ベニバナヤマシャクヤクは主にスギ林の下や林縁などに生育し、5～6月頃に淡紅色～白色の花をつけ、秋には遠目にも目立つ紺色の真果（種のある果実）と赤い偽果（種のない果実）を実らせます。山野草の愛好家の間では根強い人気があると言われる植物ですが、乱獲や生育環境の変化などにより各地でその数を減らし、京都府レッドデータブックでは「絶滅寸前種」にランクされています。

府内では雲ヶ畑（京都市）や内久保（南丹市）などいくつかの地域が自生地として知られません。

雲ヶ畑地域では、地域住民や林業者などと保全団体の協働により、分布域ごとの個体数調査や、自生個体から種を採取して株元に播く取組、日照不全を防ぐための下草刈りや間伐の施業、シカ害や盗掘への対策などが行われてきました。また、その開花時期には観察会が行われ、環境学習が進められています。平成29年12月に京都府は、雲ヶ畑地区を「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく「生息地等保全地区」の第1号として、「雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区」に指定しました。

また、内久保地域では60数年前から集落に隣接する里山のスギ林の下に群生が確認されており、地域住民、保全団体により、間伐や倒木・落葉・下草の除去など生息環境の整備、盗掘への対策などが行われた結果、個体数が飛躍的に増加し、全国屈指の群生地となりました。あわせて、スギ林内全面を群生地とすることを目指した、プランターでの苗作りによる人工繁殖の取組も行われています。また、春は花、秋は実と年に2回の観察会が行われるなど、ベニバナヤマシャクヤクを観光資源として活用し、里山の魅力の周知や地域振興につなげる取組が進められています。

アユモドキは、ドジョウの仲間で、6～7月に河川の増水や水田の灌漑によって一時的に生じる水域にやってきて産卵する性質を持つため、繁殖には氾濫原環境を必要とします。

かつては琵琶湖・淀川水系や山陽地方に生息していましたが、乱獲、水田の耕作方法の変化などにより、現在は亀岡市の桂川水系、岡山市の旭川水系、吉井川水系にのみ生息します。

亀岡市の生息地では、河川や地下水、農業用水などの水系ネットワークが維持されるとともに、農業用堰（ラバーダム）を立ち上げて河川の流れを堰き止め、灌漑用水を周辺水路に引き込む方法で稲作が続けられており、これにより氾濫原環境ができ、産卵・繁殖環境が守られてきました。そのアユモドキを絶滅から守るため、地域住民と保全団体、学識者、行政が協働

して、個体数調査や救出活動、水田の維持などによる生息環境の整備、外来魚駆除、普及啓発など、様々な保全の取組を進めています。アユモドキが現在もこの地に生息するのは、こうした関係者による献身的な取組の結果と言えます。平成29年4月には、アユモドキが市を象徴するにふさわしい魚として「市の魚」に指定されています。

現在亀岡市で整備を進めている京都スタジアム（仮称）は、昭和63年の国体以降スポーツ施設の整備が遅れている中、国際試合等が開催できる専用球技場の整備を望む約48万人の署名を受け、青少年の夢や憧れの舞台、スポーツによる健全育成、府中北部地域を含めた交流の拠点づくりを目指すものです。建設予定地周辺はアユモドキの生息にとって重要な場所であることから、京都府と亀岡市は「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」を設置し、約4年の間に100回超のワーキング会議、30回超の環境保全専門家会議を開催し、自然環境と共生するスタジアムの実現に向け、検討をしてきました。その結果、建設地を亀岡駅付近に移動することで直接的影響を回避するとともに、アユモドキに配慮した工法の採用、地下水の影響解析の実施などを行いました。さらに予防の観点から、工事中のアユモドキの退避場所の整備やモニタリングを実施し、予期せぬ状況が観測されれば、工事を一時中断し、環境保全専門家会議の意見を聞いて必要な対策を実施することや、産卵時期には大きな騒音や振動が発生する工事は行わないこととしています。

また今後とも、京都府と亀岡市は、スタジアムと都市公園の整備を契機に、広域的な生息環境の改善など、重層的、総合的な対策に取り組むこととしており、こうした一連の対策は、国や環境保護団体、関係学会などから高く評価されるなど、環境と開発を両立する新たな公共事業のあり方を示すモデルとなっています。



ベニバナヤマシャクヤクの保全活動



アユモドキの救出活動

■チマキザサ、フタバアオイの再生に向けて

祇園祭の厄除け粽^{ちまき}や京料理、和菓子の敷き笹などに使用されるチマキザサは、京都市北部（鞍馬山、花脊、大原など）の山間部などに多く自生しており、古くから京都の暮らしと文化に欠かせない森林資源として根強い需要がありました。しかし、平成16年から平成19年にかけて、京都市内で本種の一斉開花・枯死が起こり、本来であれば新芽が成長して再生するところ、新芽がニホンジカの食害を受けて再生が阻害されました。このため京都市内の笹は激減し、市内の需要を賄うため、国内外の他産地から代替品を仕入れざるを得ない状況になっています。

このような状況を受け、京都市では地元住民や研究者などとの協働により平成25年に「チマキザサ再生委員会」を発足させ、NPOなどの協力のもと、笹を保全するためにシカ柵の設置や下草刈りなどの森林整備を行ってきました。さらに平成29年度からは、これまでより広い範囲に強固なシカ柵を設置するとともに、京都市内での資源利用と循環の再生に向けて、笹の採集・加工技術の伝承に必要な情報を収集し、担い手の育成に取り組んでいます。

一方、丹後地域の山林には笹が多く自生しており、伝統的に屋根の茅葺きなどに利用されてきました。京都市で笹が激減した現在では、丹後産の笹が京都市内に運ばれ、厄除け粽などに用いられています。こうした産地間の補完により、京都の笹を利用した地域文化は辛うじて継承されていますが、丹後地域の笹も今後一斉開花・枯死してしまう可能性があります。そのため、京都市内での笹の再生は京都の文化を継承していくための重要な課題となっています。

葵祭で参列者の冠帽や牛車、社殿などの装飾に使用されるフタバアオイは、賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市）境内などに自生していますが、やはり近年、生育に適した湿地の減少や林内環境の変化などにより、生息数は激減しています。

そのため、上賀茂神社に「葵の森」を再生することを目指したプロジェクトが発足しており、小学校や企業、団体、個人など多くの有志により、フタバアオイの育成の取組が行われています。

2 策定までの経過

平成24年 8月24日	地域戦略検討作業部会にて環境審議会への諮問内容について検討を開始
平成25年10月 7日	京都府知事より京都府環境審議会へ諮問
	同日、京都府環境審議会より京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会へ付議
10月21日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会にて検討を開始
平成29年12月	京都府議会に中間案を報告
	府民からの意見募集（12月20日～平成30年1月12日）
平成30年 2月28日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会より京都府環境審議会へ報告
	同日、京都府環境審議会より京都府知事へ答申
3月	京都府議会に最終案を報告

京都府環境審議会での検討経過についてはP.87～92に記載。

3 検討の経過

(1) 京都府環境審議会

環境基本法、自然環境保全法に基づき、平成6年に京都府に置かれた審議会。環境の保全に関する基本的事項、自然環境の保全に関する重要事項、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属する事項の調査審議等を行う。委員数は47名で、6つの部会が置かれている。

京都府環境審議会に属する組織



(2)京都府環境審議会 自然・鳥獣保護部会

京都府環境審議会の審議事項のうち、自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関することを所掌している。京都府生物多様性地域戦略に関する審議の経過は以下のとおり。

第7期：平成25年3月23日～平成27年3月22日
平成25年度 第1回：平成25年10月21日

第9期：平成29年6月1日～平成31年5月31日
平成29年度 第1回：平成29年9月25日
平成29年度 第2回：平成29年11月20日
平成29年度 第3回：平成30年1月25日

委員名簿

○部会委員

青合 幹夫	京都府森林組合連合会代表理事専務	第7期（～平成26年9月）
石川 聡子	大阪教育大学教育学部教授	第9期
奥田 定雄	(一社) 京都府猟友会会長	第7期、第9期
片山 洋子	京都府生活学校連絡協議会会長	第7期
上林 喜寛	京都府漁業協同組合代表理事専務	第9期
倉 勉	京都府漁業協同組合代表理事専務	第7期
黒坂 則子	同志社大学法学部准教授※1	第7期、第9期
黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科教授	第7期、第9期
須川 恒	龍谷大学非常勤講師	第7期
添田 五朗	公募委員	第9期
高柳 敦	京都大学大学院農学研究科講師	第9期
中野 あゆみ	公募委員	第7期
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学学准教授	第7期、第9期
細谷 和海	近畿大学大学院農学研究科教授	第7期、第9期（第9期部会長）
牧 克昌	京都府農業協同組合中央会専務理事	第7期、第9期
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授※2	第7期、第9期
村上 興正	京都精華大学非常勤講師	第7期（部会長）
村山 美穂	京都大学野生動物研究センター教授	第9期
森井 一彦	京都府森林組合連合会代表理事専務	第7期（平成26年9月～） 第9期
冷泉 貴実子	(公財) 冷泉家時雨亭文庫常務理事	第7期、第9期

※1：平成27年4月より同志社大学法学部教授 ※2：平成29年4月より龍谷大学名誉教授

○特別委員

国土交通省近畿地方整備局長、農林水産省近畿農政局長、林野庁京都大阪森林管理事務所長、環境省近畿地方環境事務所長

京都府環境審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

2 会長は、必要あると判断するときは、審議会に特別委員を招集することができる。

3 会長は、前項の規定により特別委員を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を特別委員に通知するものとする。

(部会)

第3条 審議会に次の部会を置く。

(1) 総合政策部会

(2) 地球環境部会

(3) 廃棄物・循環型社会形成部会

(4) 環境管理部会

(5) 自然・鳥獣保護部会

(6) 温泉部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長及び会長職務代理は、必要あると判断するときは、各部会の審議に加わることができる。

(諮問の付議)

第4条 会長は、諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第5条 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、特に重要な事項として会長が認めるものを除く。

(専門委員会)

第6条 部会は、専門の事項を調査検討するため、部会長が指名する委員及び専門の知識を有する者等による専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長が指名する。

3 委員長は専門委員会を招集し、会務を総理する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は公開とする。ただし、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合は非公開とすることができる。

(準用)

第8条 京都府環境審議会条例(平成6年京都府条例第14号)第5条及び第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 第2条及び第7条の規定は、部会及び専門委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」又は「専門委員会」と、「会長」とあるのは「部会長」又は「委員長」と読み替えるものとする。

(会議録)

第9条 審議会、部会及び専門委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審議会、部会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成12年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月14日から施行する。

別 表

部会名	所掌事務
総合政策部会	環境基本計画その他の環境に係る基本的事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く。）。
地球環境部会	地球環境対策に関すること。
廃棄物・循環型社会形成部会	廃棄物対策及び循環型社会の形成に関すること。
環境管理部会	大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること。
自然・鳥獣保護部会	自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
温泉部会	温泉の掘削等に関すること。

(3) 希少野生生物保全専門委員会

京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会の部会長が指名する委員及び専門の知識を有する者等による専門委員会。希少野生生物の保全に関する事項などを検討する。京都府生物多様性地域戦略に関する検討状況は以下のとおり。

- 希少野生生物保全に係る有識者委員会：平成29年9月4日
- 希少野生生物保全専門委員会 第1回：平成29年10月10日
- 希少野生生物保全専門委員会 第2回：平成29年11月1日
- 希少野生生物保全専門委員会 第3回：平成29年11月8日
- 希少野生生物保全専門委員会 第4回：平成30年1月12日

○委員名簿

秋山 弘之	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授 兵庫県立人と自然の博物館主任研究員
浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
岩崎 敬二	奈良大学教養部教授
佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長代理
須川 恒 ^{※1}	龍谷大学非常勤講師
高柳 敦	京都大学大学院農学研究科講師
竹門 康弘	京都大学防災研究所准教授
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
中村 桂子	公益財団法人日本鳥類保護連盟京都事務局長
細谷 和海（座長）	近畿大学農学部教授
松井 正文	京都大学名誉教授
光田 重幸	同志社大学理工学部非常勤講師
村山 美穂 ^{※2}	京都大学野生動物研究センター教授

※1：希少野生生物保全専門委員会（第1回）より

※2：希少野生生物保全に係る有識者委員会のみ

希少野生生物保全専門委員会設置要領

(設置)

第1条 京都府環境審議会条例(平成6年京都府条例第14号)及び京都府環境審議会運営要領に基づく自然・鳥獣保護部会長が指名する委員及び専門の知識を有する者等による専門委員会として、当該部会に希少野生生物保全専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 希少野生生物の保全に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 専門委員会は、自然・鳥獣保護部会長(以下「部会長」という。)が指名する京都府環境審議会又は自然・鳥獣保護部会の委員及び希少野生生物の保全に関し、専門的知識を有する者等(以下「委員」という。)で構成する。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び委員長代理を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから部会長が指名し、委員会の議事運営にあたる。
- 3 委員長代理は、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは委員長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第6条各号のいずれかに該当する情報について検討する場合は、非公開とすることができる。

(細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(4) 地域戦略検討作業部会

京都府生物多様性地域戦略についての京都府環境審議会への諮問に先立ち、その内容を検討するために設置。希少野生生物保全専門委員会の委員により構成される。検討状況は以下のとおり。

第1回：平成24年8月24日

第2回：平成24年11月2日

第3回：平成25年3月21日

第4回：平成25年11月1日

第5回：平成25年12月16日

第6回：平成26年2月1日

第7回：平成26年3月4日

○委員名簿

佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館主任学芸員
須川 恒	龍谷大学非常勤講師
竹門 康弘	京都大学防災研究所准教授
細谷 和海	近畿大学農学部教授
光田 重幸	同志社大学理工学部准教授
村上 興正（座長）	元京都大学大学院理学研究科講師

4 京都府レッドデータブック2015の掲載種について

下段（ ）内は 2002 年版の掲載種数

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計	自然環境目録
哺乳類	2 (2)	9 (10)	6 (4)	7 (5)	3 (4)	27 (25)	52 (48)
鳥類	0 (0)	8 (8)	48 (49)	50 (45)	2 (2)	108 (104)	358 (336)
は虫類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (11)	12 (12)	16 (16)
両生類	0 (0)	4 (3)	1 (2)	3 (2)	11 (12)	19 (19)	22 (22)
淡水魚類	3 (2)	12 (11)	14 (13)	6 (5)	8 (9)	43 (40)	116 (114)
昆虫類	28 (24)	82 (84)	106 (104)	68 (62)	213 (174)	497 (448)	7,083 (6,389)
クモ類	0 (0)	0 (0)	5 (6)	3 (3)	2 (0)	10 (9)	357 (303)
甲殻類及びその他の淡水産無脊椎動物	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (3)	3 (1)	6 (5)	43 (19)
陸産貝類	0 (0)	4 (1)	8 (10)	16 (9)	15 (21)	43 (41)	114 (112)
淡水産貝類	5 (0)	9 (5)	5 (9)	4 (3)	2 (1)	25 (18)	51 (47)
動物 計	38 (28)	128 (123)	194 (197)	161 (138)	269 (235)	790 (721)	8,212 (7,406)
シダ植物	5 (5)	36 (27)	33 (30)	16 (13)	32 (33)	122 (108)	357 (264)
種子植物	45 (62)	222 (157)	224 (141)	182 (142)	75 (54)	748 (556)	2,420 (2,196)
コケ植物	4 (0)	44 (53)	46 (47)	36 (35)	8 (3)	138 (138)	552 (553)
車軸藻類	0	0	0	0	19	19	21
地衣類	0	0	1	22	0	23	163
菌 類	3 (5)	31 (33)	7 (0)	27 (24)	27 (9)	95 (72)	1,349 (1,106)
植物・菌類 計	57 (72)	333 (270)	311 (218)	283 (215)	161 (99)	1,145 (874)	4,862 (4,119)
野生生物 計	95 (100)	461 (393)	505 (415)	444 (353)	430 (334)	1,935 (1,595)	13,074 (11,525)

【京都府レッドリスト カテゴリー】

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種及び情報が不足している種

京都府レッドデータブックのウェブサイト：<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb/>